

## 御殿場市議会議員政治倫理条例 解説案

(目的)

第1条 この条例は、御殿場市議会議員（以下「議員」という。）が、議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員が市民から信頼される基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

第1条では、この条例の目的を規定しています。

議員活動にあたって議員が遵守すべき行動基準を定め、政治倫理を常に自覚することで、議員自らが改めて襟を正し、市民の信頼に応え、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

(議員の責務)

第2条 議員は、主権者たる市民から市政に関する権能を信託された者であることを自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、市民の信頼を損ねることがないよう努めなければならない。

2 議員は、政治倫理について常に真摯かつ誠実に自らの責任を明確にし、市民に対して説明責任を果たさなければならない。

### 【解説】

第2条では、議員の責務を規定しています。

議員は、市民の代表であることを自覚し、良識と責任を持った政治活動を行い、市民の信頼を損なわないこと、政治倫理に関する自らの責任を明確にし、市民に対して説明責任を果たすことを議員の責務としています。

(政治倫理の宣誓等)

第3条 議員は、その任期の開始の日以後、政治倫理に関する研修を受け、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。

2 前項に規定する宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行う。

### 【解説】

第3条では、政治倫理を遵守する宣誓を行うことを規定しています。

議員は、任期の開始日以後に本条例及び政治倫理に関する研修を受け、本条例を遵守する旨の宣誓書を議長へ提出することを明記しました。

(政治倫理の基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として、また、公職にある者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

- (2) 公職にある者としての発言又は情報発信（議会報告会、チラシ及びウェブサイト等）において、他人の名誉を毀損し人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附行為をしないこと。また、その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。
- (4) 市が行う許認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。
- (5) 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、不当な関与をしないこと。
- (6) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (7) 議員は、前各号に定めるもののほか、その地位を利用した嫌がらせ、強制、又は不当に圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

**【解説】**

第4条で定める政治倫理の基準とは、議員が遵守すべき行為規範であり、その職責に反する具体的な行為を禁止しています。以下のような具体例等が想定されます。

- 1号：市民の代表としてふさわしくない、品位や名誉を損ねる行為や公職として不正が疑われる行為等。
- 2号：SNS等で、誹謗中傷、差別、侮辱的な表現を含む不適切な書き込みを行う行為等。
- 3号：政治資金規正法に抵触する疑いがある寄附行為や公正を疑われるような金品のやりとりや接待の供応等。
- 4号：メモに業者名を記入するなど、指名入札における指名業者として斡旋する等、贈収賄を疑われる行為や許認可権を不当に行使するよう強制する行為等。
- 5号：市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、特定の人に有利となる働きかけをする行為等。
- 6号：市の職員に対し、威圧的態度をもって、関係資料を請求する行為等。
- 7号：ハラスメント全般と憲法で規定する人権を侵害する恐れのある行為等。

（審査の請求手続）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する市民（以下「有権者」という。）は、議員が第2条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、疑いがあること証する資料等（以下「疎明資料等」という。）を添え、次に掲げる連署をもって、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- (1) 市民にあっては有権者の総数の150分の1以上の者の連署
- (2) 議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署

- 2 前項2号において連署する議員は、2以上の異なる会派（所属議員が1人の場合も会派とみなす。）に属する者で構成されていなければならない。
- 3 第1項に規定する審査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りではない。

**【解説】**

第5条では、議員が第2条で規定する議員の責務と第4条で規定する政治倫理基準に違反している疑いがあるとき、これに関する審査を求める際の要件を規定しています。なお、詳細については、施行規則で定めてあります。

**【署名について】**

市民は、有権者の総数の1/150以上の者の署名を必要としています。なお、平成31年4月時点での御殿場市の有権者数は約7万人であり、この場合は460名程の署名が必要となります。

議員定数の1/8以上の署名という要件は、地方自治法第135条に定められている懲罰動議を根拠に規定をしました。

さらに、議員が請求する際は複数の会派による検証が必要と考え、2会派以上の議員の連署を必要としています。なお、1人会派も会派とみなしています。

**【疎明資料について】**

審査請求にあたっては、議員が政治倫理条例に違反している疑いを証明する資料を添付することとなっております。なお、この資料は客観的に判断できる資料等で、出所が明らかである書類や映像記録、音声記録、会議録等でなければならず、主観的なものや恣意的なものは疎明資料として適当と認められません。

**【その他】**

審査請求は、特別な事情がある場合を除き、倫理条例に違反する疑いが行われたとされる日から起算して、1年以内に行わなければならないものとしています。

また、施行規則に記載されているとおり、請求に関して、諸要件を満たしているか確認を行い、満たされていない場合で補正が可能であれば補正後に受理されますが、補正ができない場合や審査請求の対象とならない事件に対する請求については、審査請求は却下となり、その旨を請求者に通知することとしています。

（審査会の設置等）

第6条 議長は、前条に規定する審査請求が適当であると認めるときは、速やかに議会運営委員会（御殿場市議会委員会条例（平成3年御殿場市条例第59号。以下「委員会条例」という。）第4条に規定する委員会をいう。）に報告し、当該請求を受理した日から1月以内に、議会に御殿場市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査請求を行った者（以下「審査請求者」という。）及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 審査会の委員は7人以内とし、議長が公正を期して指名する。ただし、審査請求者及び審査対象議員は委員となることはできない。

4 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議会に報告した日までとする。

**【解説】**

第6条では、第5条に基づき提出された審査請求書が適当な内容であると認められたときは、審査会を設置（議決を要しない）し、速やかに事案について審査することを規定しています。

審査会が設置された場合は、審査請求者と審査の対象議員に対し、審査会が設置されたことを通知することとなっています。

この審査会の委員は、議長が議員の中から7名以内（できる限り7名に近い数）で指名しますが、公正を期すため、審査請求を行った議員と審査の対象となった議員は審査会の委員となることができません。

審査会委員は、審査が終了し、審査の結果について議会（議会運営委員会等）へ報告した日をもって任期を終了します。

（審査会による審査）

第7条 審査会は、第2条及び第4条に違反する行為の存否について調査し、審査対象議員に対する措置を審査する。

**【解説】**

第7条では、審査会の役割を規定しています。

審査会は、審査請求書に記された、第2条で規定する議員の責務、又は第4条で規定する政治倫理基準に違反している疑いについて、違反している行為が存在したか否かを確認し、その結果に応じて、審査対象となった議員に対する措置を審査することとなっています。

※措置の例

**【審査対象議員への措置】**

議長による厳重注意、条例の規定を遵守させるための警告、陳謝文の提出及び議場での朗読、一定期間の出席停止の勧告、議会役職の辞任勧告、議員の辞職勧告等

（審査会の会議）

第8条 審査会の会議は、次に掲げるとおりとする。

2 委員長の選任その他審査会の運営に関する事項については、委員会条例第8条から第20条までの規定及び第22条の規定を準用する。

3 審査会は、審査のため必要と認めるときは、有識者等に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

4 審査請求者及び審査対象議員は、審査会から会議への出席要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実に対応しなければならない。

5 審査対象議員は、審査会に対し口頭又は書面をもって弁明する機会を請求することができる。

6 審査会は、前項の規定による請求があったときは、対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

7 委員は審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様

とする。

8 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

9 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、審査会に諮って定める。

**【解説】**

第8条では、審査会の運営に関することを規定しています。

審査会の基本的な運営は、市が既に定めている委員会条例の規定を準用し、その他、条例に定めのない事項は、審査会で協議し定めることとなっています。

審査会委員のみで審査を行うことが困難な場合に、有識者等に会議への出席を求めて意見聴取（地方自治法第100条の2専門的知見の活用）ができること、審査請求者と審査対象議員は審査にあたり、会議への出席や必要な資料、情報の提供等、誠実に対応しなければならないことが明記されています。

また、審査対象議員の権利としては、審査会に対する弁明機会（口頭又は文書）が設けられています。

（審査結果の報告及び通知）

第9条 審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査結果を書面にて議長に提出するとともに、議会に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査請求者及び審査対象議員に対して審査結果を通知しなければならない。

**【解説】**

第9条では、審査結果の報告について規定しています。

審査会による審査が終了した後、委員長により審査結果が議長へ提出されます。その後、議会（議会運営委員会等）へ審査結果を報告することとなります。なお、審査会はこの報告が終了した日に解散されます。

議長は、委員長による審査結果を受理した後に、審査請求者と審査対象議員に対して審査結果を通知することとなっています。

（意見書の提出）

第10条 審査対象議員は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対して意見書を提出することができる。

**【解説】**

第10条では、第9条2項の規定により、議長から審査結果を通知された審査対象議員の意見書の提出機会が規定されています。

審査結果に対する意見書を提出したい場合、通知のあった日の翌日から2週間以内であれば、議長に対し意見書の提出が可能となっています。

(審査結果等の公表)

第11条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。この場合において、前条の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の全部又はその一部を公表するものとする。

**【解説】**

第11条では、審査会で取り扱った審査請求やその審査結果について、公表することが規定されています。公表の方法としては、議会ホームページや広報紙等を用いて行います。

また、第10条で規定されている、審査対象議員からの意見書が提出された場合は、合わせて意見書の全部（個人情報等、公表が望ましくない箇所を除く）を公表することとなっています。

(議会の措置)

第12条 議会は、審査会から受けた報告事項を尊重し、議会の品位を保持し、市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

**【解説】**

第12条では、審査会による審査結果報告を受けた議会の役割を規定しています。

議会（議会運営委員会等）は、審査結果を尊重し、議会の品位や信頼回復のための措置を決定します。措置については、事案により様々なものが想定されますが、審査対象議員に対して行う措置のほか、議会としての名誉回復方策や条例遵守への対応策等に関するものなど、議会が行う措置も含まれます。

第2項では、これらの措置を講じた場合に、議会ホームページや市議会だより等を用いて公表し、広く説明責任を果たしていくことを目的に規定しています。

※措置の例

**【議会としての措置】**

御殿場市議会としての会見、疑惑の払拭に関する広報、再発防止策や条例遵守の決議 等

(補則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

第13条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしており、御殿場市議会議員政治倫理条例施行規則により、様式や諸手続きなどについて定めるものです。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。